

港長公示第 5-45 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 5 年 8 月 16 日

京浜港長（公印省略）

京浜港横浜区第 5 区海の公園前面海域における航泊の禁止について

京浜港横浜区第 5 区海の公園前面海域において、第 49 回金沢まつり花火大会が行われるため、下記により船舶の航行及び停泊を禁止する。

記

1 期 間

令和 5 年 8 月 26 日（土）

1730 から、花火の打ち上げが終了し、安全が確認されるまでの間（概ね 2030 頃を予定）

2 区 域（別図参照）

北緯 35 度 20 分 13.81 秒、東経 139 度 38 分 17.44 秒（世界測地系）を中心とした半径 250 メートルの円内海域

3 標 識（別図参照）

上記 2 の区域南側海域（金沢漁港と八景島の間）に、赤旗及び青色閃光灯付オレンジ塗浮標が 4 基設置される。

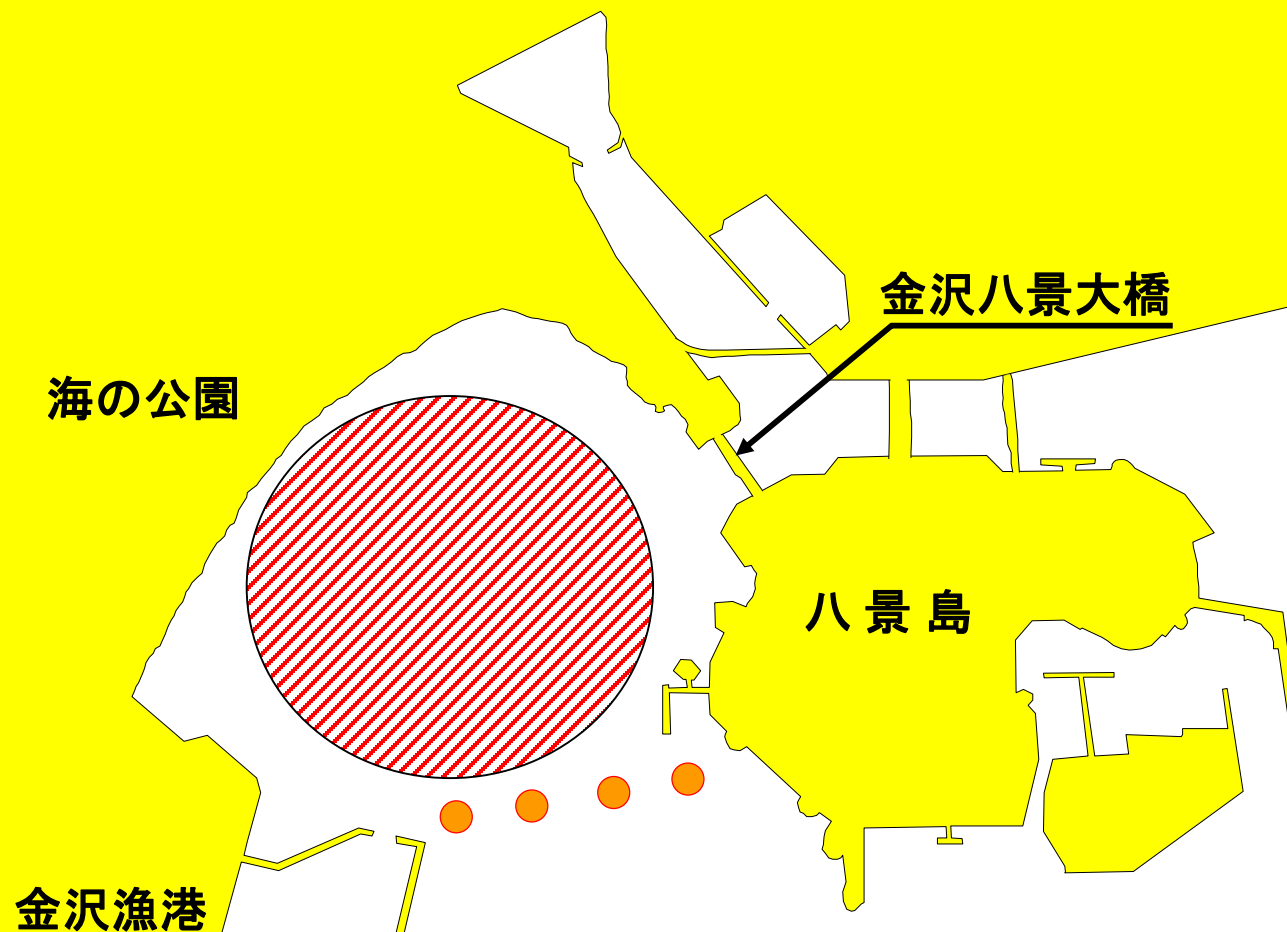
4 禁止事項



船舶は、上記 1 の期間及び 2 の区域において航行及び停泊してはならない。

ただし、港長が許可した船舶を除く。

5 備 考

行事区域周辺では、「警戒船」の看板及び赤旗の設置並びに青色閃光灯を点灯（夜間）した警戒船が上記 3 の標識南側海域に 4 隻、金沢八景大橋北東側海域に 1 隻配備される。



-  航泊禁止区域
-  赤旗及び青色閃光灯付オレンジ塗浮標